

租税特別措置等の整理合理化

○ 平成9年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成8年12月税制調査会〕

二 平成9年度の税制改正

4 租税特別措置、非課税等特別措置の整理・合理化

- (1) 租税特別措置及び非課税等特別措置は特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平・中立・簡素という基本原則の例外措置として設けられている。

租税特別措置等に係る課税の適正化は、消費税率の「検討条項」において「勘案項目」の一つとされ、当該条項に基づいて、平成7年度、平成8年度と抜本的な整理・合理化が行われ成果をあげてきた。平成9年度税制改正においても、「財政構造改革元年」にふさわしく、徹底した整理・合理化を行っていくことが重要である。

- (2) 企業関係の租税特別措置等は、経済構造改革の一環としての規制緩和や、行政改革を進めていく上での行政の関与のあり方の見直しといった流れに反するのではないかとの指摘もある。個人関係の租税特別措置等については、①住宅取得促進税制、②生命保険料控除・損害保険料控除、③老人マル優等、④複利型預貯金商品等（利子にかかる課税繰延べ商品）に対する課税のあり方、等の課題がある。これらについては、平成8年度答申で当調査会の考え方を示しており、その方向で整理・合理化を行っていくことが適当である。

特に、金融システム改革が進められる中、税制においては、その中立性が強く求められていることから、生損保控除や課税の繰延べ等を見直し、金融商品や業態に対する中立性を増していくことが重要である。

- (3) 地方税の非課税等特別措置について整理・合理化を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。

○ 平成8年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成7年12月税制調査会〕

二 平成8年度の税制改正

6 課税の適正・公平の確保

(2) 租税特別措置及び非課税等特別措置の整理合理化

イ 租税特別措置及び非課税等特別措置（以下「租税特別措置等」という。）は、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられている。

平成7年度税制改正においては、企業関係の租税特別措置等を中心にして、幅広い再点検作業により抜本的な整理合理化に取り組み、相応の成果をあげた。平成8年度税制改正においても、引き続き、個々の特別措置について、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態、創設後の経過年数等の観点から十分吟味し、徹底し

た整理合理化に取り組む必要がある。また、租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制すべきであり、仮に新たな措置を講ずる場合でも、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの原則の下、当該措置の政策目的等に応じた必要最小限の助成度合いにする必要がある。

ロ 住宅取得促進税制等の個人関係の租税特別措置等は、いずれも何らかの形で個人の生活設計等に深く関わっており、その見直しは常に各方面からの関心と呼ぶ。最近の経済社会の構造変化に伴って種々の問題が提起されるようになっており、昨年度に引き続き、今回も検討を行った。

先ず、住宅取得促進税制については、①持ち家のみを優遇する制度であり中立性を欠いている、②減収額が 6,000 億円に近くその控除額も平均的な給与所得者の所得税額を上回っている、③経済社会が成熟化する中で量より質を重視する今後の住宅政策との関連で当制度を位置付けるべきである等の意見があり、その適正化に向けた検討を進める必要がある。

生命保険料控除・損害保険料控除については、①制度創設の目的は既に達成されており制度の縮小・合理化を図る必要がある、②個人の商品選択の裁量性を重視しつつ業態別・商品別の現行控除制度を改組・一本化すべきである、③民間の年金・保険商品の活用による老後に備えた自助努力を支援する制度として改めて位置付けるべきであるといった意見があった。今後、こうした意見を踏まえ、保険業務の実態等も勘案して平成 9 年度税制改正を目途に本制度の見直しについて検討する必要がある。

老人マル優等については、社会保障制度のあり方を検討する中で制度のあり方を慎重に考えていくべきであるとの意見がある一方、課税ベースの拡大の観点や高齢者相互間及び世代間の公平確保の観点からその縮減に向けて検討すべきであるとの意見があった。

ハ なお、地方税の非課税等特別措置について整理合理化を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。

○ 平成 7 年度の税制改正に関する答申（抄）〔平成 6 年 12 月税制調査会〕

第三章 平成 7 年度の税制改正について

2 租税特別措置等の整理合理化

(1) 租税特別措置等をめぐる諸論点

イ 企業関係をはじめとする租税特別措置及び非課税等特別措置は、「中期答申」をはじめ累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための有効な政策手段の一つであるが、税負担の公平・中立等の税制の基本理念の例外措

置として設けられているものである。

租税特別措置等の課税の適正化が今般の税制改革における消費税率の見直し規定に盛り込まれた経緯をも踏まえると、税負担の公平性等の確保、課税ベースの拡大の観点から、抜本的な整理合理化の推進が一層強く要請されている。

また、最近では、特に企業関係の租税特別措置等に関して、

- ① そもそも現在の租税特別措置等が、あまりにも細かく個別的な政策目的に細分化され、極めて複雑なものとなっており、特定の者にしか分からなくなっている、
 - ② 租税特別措置等は種々の基準や行政当局の認定・承認等を適用要件としており、まさに規制緩和という経済社会の構造改革の流れに逆行する面がある、
- といった新しい論点も指摘されており、この問題を検討するに当たっては、制度の透明性・簡素性等の要素に特に留意が必要となっている。

ロ 個人関係の租税特別措置についても、種々の問題提起が行われていることに留意が必要である。租税特別措置の大宗を占めるのは、住宅取得促進税制、生命保険料控除・損害保険料控除、老人マル優等の所得税関係の制度であるが、これらは、何らかの形で個人の資産形成に関わるものとして、前述した資産課税のあり方に関連する問題でもある。

個々の制度に関して言えば、現行の住宅取得促進税制の下では、大部分の適用者にとって支払利子を所得控除した場合の負担軽減額を上回る税額控除となってしまうこと、最近の景気対策における制度拡充により巨額となっている減収額に見合う効果を上げているのかどうか、といった問題が提起されている。こうしたことを踏まえて、今後、総合的な住宅政策を視野に入れて、現行の税額控除制度の見直しを含む制度の基本的なあり方を検討する必要があるのではないかという指摘が行われた。

制度創設以来長期間が経過している生命保険料控除・損害保険料控除については、「中期答申」の指摘にもあるように、保険加入率も相当の水準に達しており、保険契約を奨励するという当初の制度目的は既に果たされているのではないかと、また、保険契約の貯蓄商品的側面に着目すれば、こういった控除は金融商品間の中立性に反するのではないかとといった論点が提起されている。

老人マル優等についても、「平成5年度の税制改正に関する答申」（以下「5年度答申」という。）で述べたように、課税ベースの拡大の観点、世代間あるいは高齢者世代内の公平確保の観点から、今後ともその縮減の方向で検討すべきではないかという指摘がある。

また、これらの制度については、その減収額は大きいものの、制度の趣旨などそれぞれの制度をめぐる諸事情があり、これらを縮減することについては、国民的なコンセンサスも視野に入れて慎重に検討すべきではないかとの指摘も行われている。

租税特別措置等の抜本的な整理合理化が強く要請されている状況の下、これらの個人関係の租税特別措置等についても、上述したような論点を踏まえ、基本的には聖域化することなく、その政策目的の合理性や手段としての妥当性等の観点から、そのあり方を検討していくことが求められていると言えよう。

(2) 平成7年度における整理合理化の基本方針

以上のような問題意識に立つて、平成7年度税制改正においては、いわゆる企業関係の租税特別措置等を中心にして抜本的な整理合理化に取り組むこととし、具体的には、個々の特別措置について例外項目を作ることなく、

- ・その目的が現下の喫緊の政策課題に資するものであるか、
- ・政策目的達成のために効果的な措置であるか、
- ・そもそも政策手段として税制が適当か、
- ・利用実態が特定の者に偏っていないか、
- ・利用実態が低調となっていないか、
- ・創設後長期間にわたっていないか、

等について十分吟味を行い、廃止を含めた検討を行うことが適当である。

この検討の結果、存続される措置に関しても、その助成度合について、縮減を含めた見直しを行う必要がある。

また、租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制すべきであり、社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講ずる場合でも、いわゆるスクラップアンドビルドの原則を厳守するとともに、当該措置の政策目的等に応じた必要最小限の助成度合にする必要がある。なお、一定期間経過後は政策効果や利用実態等を踏まえ、廃止を含めた見直しを行うという仕組みについて検討していくことも必要ではないかと考える。

なお、地方税の非課税等特別措置について同様の対応を行うに当たって、特に事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、当調査会の累次の答申においても指摘してきたとおり、これを見直すことが適当である。